

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、現在、国指定文化財が9件（重要文化財7件、特別史跡1件、名勝1件）、県指定文化財が7件、市指定文化財が11件ある。

第1章にも記載したとおり、本市には縄文時代にまで遡る長い歴史があり、特に奈良・平安時代に、多賀城に陸奥国府・鎮守府が置かれたことは、今日見られる本市の歴史・文化の基礎を成す重要な事柄であり、本市のアイデンティティを確立する一つの要素となっている。

いうまでもなく、文化財は人類の不断の努力により守られてきた貴重な遺産であり、現代の人々が本質的な価値を理解し、享受するとともに後世に伝えていくべきものである。これに加え、多くの人にその価値を理解してもらうために、文化財を積極的に活用し、周知していくことが重要となる。

本市では、特別史跡多賀城跡附寺跡の発掘調査及び整備は宮城県が、特別史跡を除く市の開発行為等に係る発掘調査は本市が、それぞれ行っている。また、歴史・民俗資料についても収集するとともに、平成23年（2011）の東日本大震災による文化財の被害に鑑み、未指定文化財を含む市全域に所在する文化財の保全を図る目的で、市域の基盤となつた明治初め頃の13カ村単位に文化財の悉皆調査を実施している。

一方、これら文化財については、これまで様々な機会を設けて広く一般公開を行ってきた。多賀城跡や多賀城碑が良好な状態で現存している一つに、地域住民の文化財に対する理解と保護意識があつたことは先にも述べたとおりであり、地域住民が積極的に文化財を継承し、継続的に保存・活用していくような体制の構築が必要である。

ところで、重点区域の中核をなす多賀城跡は、史蹟名勝天然紀念物保存法の施行から間もない大正11年（1922）に史跡に指定され、昭和35年（1960）から開始された多賀城廃寺の発掘調査成果及び昭和38年（1963）から開始された多賀城跡の発掘調査成果により、昭和41年（1966）に文化財保護法第109条の規定による特別史跡に指定された。その後、周辺地区の発掘調査成果から、7度の追加指定が行われるとともに、昭和51年（1976）には『特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画』を策定し、特別史跡の公有化及び維持管理、活用の方針を示した。平成23年（2011）に策定した「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」では、史跡と地域住民及び行政との「共存・共営」を新たな方針として示し、現在の特別史跡の管理・活用の方針としている。今後、多賀城跡の保存・活用の方針についてはこれまでの保存管理計画を見直し、「特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画」として改訂するとともに、平成30年（2018）の文化財保護法改正を受け、市域の文化財の保存・活用に関する総合的な計画として「文化財保存活用地域計画」を新たに策定する予定である。

市指定文化財については、保存管理計画を定めていないが、多賀城市文化財保護条例及び

同条例施行規則に基づき、多賀城市文化財保護委員会の指導・助言のもと、適切な維持管理に努める。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理（整備）は、調査成果に基づき文化財の価値を損なうことなく実施する必要があることから、詳細な調査を実施するとともに、文化財の価値を明確にし、必要に応じ専門家や学識経験者の意見を踏まえて実施していく。

現状を変更する事業は、文化庁や宮城県教育委員会などの関係機関との連携を図りながら、文化財保護法の規定による現状変更許可を受けて実施していく。

重点区域内においては、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画のもと、多賀城南門復元及びその周辺環境の整備、老朽化した既存整備箇所の修復等を実施することで史跡に対する市民の理解を深めるとともに、地域文化財の拠点として整備活用を推進する。また、名勝おくのほそ道の風景地（壺碑（つぼのいしぶみ）・興井・末の松山）保存活用計画に基づき、興井・末の松山周辺の環境整備を行う。

未指定の文化財については、本計画のもと、歴史的風致形成建造物に指定し、修復等への支援を行うとともに、悉皆調査等により明らかとなった歴史的な建造物等については、積極的に文化財として指定し、価値付けを行う。

さらに、歴史的風致形成建造物の中で調査により文化財としての価値が明らかになった場合には、文化財としての価値に鑑み、住民と協働し歴史的風致を保存・活用していくため、国の登録有形文化財への登録などを積極的に実施していく。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用のためには、文化財の存在と価値を広く周知することが重要である。本市には、そのための施設として、東北歴史博物館、多賀城市埋蔵文化財調査センター展示室及び多賀城市埋蔵文化財調査センタ一体験館（通称「多賀城史遊館」）があり、展示・公開活動及び歴史的体験学習を実施している。

また、これら施設に加え、歴史的風致の重点区域内にある山王地区公民館及び大代地区公民館では、定期的に歴史講座や講演会を開催し、市内文化財の普及・啓発活動を行っている。

今後も継続的に既存施設間の連携を深め、調査研究・展示公開に努めるなど、文化財の価値を複合的に発信し、活用に努めることとする。

また、文化財までのルートについては、その所在を示す公共サインを整備するとともに、文化財の内容が理解できるよう説明板や解説資料等を作成してきたところであるが、今後もこうした公共サインや説明板等について一層の充実を図るとともに、点在する文化財を一連のものとして有機的に結ぶためのルートを設定し、必要な整備を行うものとする。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は単体として成立・存続してきたのではなく、人々の活動を含む多種多様な周辺の環境とともに構成されている。本市は、仙台市近郊に位置し、開発圧力が高い状況であり、文化財の周辺環境の変化が起きやすい状況にある。

平成 23 年（2011）に策定した『第五次多賀城市総合計画』では、「未来を育むまち 史都多賀城」を将来都市像に捉え、「歴史」という多賀城らしさを生かし、未来を育んでいくまちを標榜しており、これを受け、『多賀城市都市計画マスタープラン』や『多賀城市景観計画』では、歴史・文化・自然など本市固有の資源を保全し、多賀城らしい美しい景観を後世に伝えていくことを掲げている。

本市の立地状況を鑑み、改めて規制誘導の仕組みを検証することに加え、都市計画・景観といった側面での取組により、文化財の周辺環境を開発等による劣化・損傷から守り、保全していくこととする。

(5) 文化財の防災に関する方針

平成 31 年（2019）に発生したノートルダム大聖堂火災（フランス）及び令和元年（2019）の首里城火災（沖縄県）を受け、文化財に関する防火意識が高まっている。文化庁においても同年 9 月に「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を示し、防火徹底を促している。

多賀城は、貞觀 11 年（869）の陸奥国の大震災により津波が押し寄せたことが記録に見えるように、度々天災により被害を受けてきた。こういった歴史的な災害を踏まえ、平成 30 年（2018）に策定した『多賀城市地域防災計画（地震対策編・津波対策編）』には、「市は、国及び県とともに文化財保護のための防災対策に努める」と定めているほか、東日本大震災の教訓を活かした「歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承」を行うことの重要性を示している。

一方、指定文化財に関する防災計画等は策定されておらず、それら文化財の立地及び現状に合わせた防災計画の策定が急務である。なお、多賀城市埋蔵文化財調査センターで保管している市指定有形文化財については、自動火災報知機及びハロンガス消火栓が設置されている収蔵庫に保管し、防災の徹底を図っている。

なお、例年 1 月の文化財防火デーに合わせ、定期的に消防署や地域消防団と連携を図った防火訓練を実施するとともに、地域住民等への防災意識の啓発を強化するよう努める。

また、文化財の防災と併せて、防犯についても重要となってくるが、上記同様、多賀城市埋蔵文化財調査センターで保管している市指定有形文化財については定期的な館内の見回りや自動警備体制が整っているものの、屋外に所在する文化財の防犯については未着手である。

現在、復元整備に着手している多賀城南門も含め、防犯計画の策定が必要である。

(6) 文化財の保存及び活用の普及啓発に関する方針

文化財の保護・普及啓発については、市文化財課、多賀城市埋蔵文化財調査センター、多賀城史遊館、東北歴史博物館、宮城県多賀城跡調査研究所がそれぞれの立場で実施しており、今後も各機関と連携を図りながら各種講座、講演会、現地説明会等を実施し、文化財の周知に努め、文化財保護の普及啓発を図る。

また、地域の文化財掘り起こしと保全を目的として、平成 25 年（2013）以降、明治の 13 カ村単位での悉皆調査を継続的に実施し、その成果は、「資料展 地域の文化財」として埋蔵文化財調査センターにおいて展示会を開催し、広く一般に公開している。このような展示会には、資料調査で協力をいただいた地域の方も大勢見学に訪れ、身近にある文化財について再認識する絶好の機会となっている。

なお、平成 28 年（2016）から、JR 東日本旅客鉄道株式会社と協力し、「駅長オススメの小さな旅」を定期的に開催している。指定文化財に限らず、地域にある様々な歴史的な場所を徒步で訪れ、参加者にその魅力を伝えるものである。

今後も各機関・各市民団体等との連携に努め、文化財の普及啓発と歴史的風致維持向上を継続的に図っていくこととする。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、特別史跡多賀城跡附寺跡をはじめ、多数の埋蔵文化財包蔵地が所在し、その面積は市域の約 28%に及ぶ。特に、特別史跡多賀城跡附寺跡の周辺には、関連する古代の遺跡が広範囲に分布する。これらの埋蔵文化財包蔵地については「多賀城市的文化財（埋蔵文化財編）」を作成して公開・周知を図っている。埋蔵文化財包蔵地内では、年間 120 件以上の土木工事が発生しており、常に現況を把握するとともに、宮城県教育委員会と連携・協議を行い、その保護に努める。

また、開発行為については、市都市計画課が埋蔵文化財の有無及び取扱いについて市教育委員会文化財課で照会するよう開発業者に対し指導する。

緊急発掘調査を実施する場合には、記録保存の趣旨に鑑み、適切な発掘調査及び報告書の刊行に努め、その公開・活用を図る。

なお、緊急発掘調査により保存すべき埋蔵文化財と判断される場合には、史跡指定などにより保存を図るとともに、整備・公開に努める。これまでも、埋蔵文化財包蔵地の可能性のある場所については、試掘調査等を実施しその把握に努めてきた。調査の結果、遺跡として明らかとなった場合には、隨時埋蔵文化財包蔵地に追加していく。

一方、近世以降の埋蔵文化財については、平成 10 年（1998）に文化庁次長より通知された『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』の中で、「地域において必要なものを対象とすることができる」とされている。これまでも、本市の歴史に鑑み必要に応じて調査の対象としてきたが、今後も歴史的風致の維持向上を図るため、調査を実施していく。

(8) 文化財を取扱う組織の体制と今後の方針

現在、本市における文化財保護行政については、特別史跡等指定文化財及び文化財の保護全般に関わることについては教育委員会文化財課が、埋蔵文化財の調査・普及啓発事業については埋蔵文化財調査センターが、それぞれ担当している。職員構成は、文化財課で事務職員4名、専門職員2名（埋蔵文化財担当1名、建築担当1名）、埋蔵文化財調査センターで事務職員2名、専門職員7名（埋蔵文化財担当6名、民俗資料担当1名）であるが、それぞれ事業が増加する際には、任期付職員や会計年度任用職員などを臨時に雇用し業務にあたっている。

文化財の審議会としては、多賀城市文化財保護条例第6条の規定により、多賀城市文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）が教育委員会に設置されており、教育委員会の諮問に応じて、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議し、答申する。保護委員は10名で構成され、その内訳は、考古学3名、古代史・近現代史1名、近世史1名、建築史学1名、民俗学1名、歴史教育1名、郷土芸能1名、地域代表1名である。

なお、特別史跡多賀城跡附寺跡の適切な保存と活用を推進するため、宮城県教育庁文化財課、東北歴史博物館、宮城県多賀城跡調査研究所、多賀城市教育委員会文化財課の4者で多賀城跡連絡協議会を組織し、定期的な会議を実施し保存と活用のあり方を協議している。また、特別史跡多賀城跡附寺跡の調査研究事業に関する重要事項を調査審議する多賀城跡調査研究委員会に史跡の管理団体として出席し、特別史跡内での調査研究事業の共通認識を図っている。

一方、現在、多賀城跡南門等の復元整備事業に着手しており、その検討委員会として、多賀城南門等復元整備検討委員会を組織している。構成は、史跡整備1名、建築史3名、建築構造学1名、考古学1名、古代史1名、植物学1名の委員数8名である。

文化財の指定や修繕等については保護委員会の指導・助言を受けながら実施するとともに、特別史跡内の維持・管理等については多賀城跡調査研究委員会に諮りながら実施することとし、今後も引き続き適切な文化財の保存・活用に努める。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、史跡や歌枕を案内するボランティアガイドをはじめ、南門復元を推進するNPO団体、地域住民で組織される後継者クラブ、民俗芸能を継承する多賀城鹿踊保存会や多賀城太鼓保存会などがあり、文化財行政と連携を図りながら保存及び活用事業等を展開している。

今後は、『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』にある「母体組織」の構築に向け、官民連携に加え、各団体同士の連携を図っていく。

市民団体等一覧

団体名	主な活動
多賀城市観光協会	史跡内の除草、歴史的体験学習
多賀城市史跡案内サークル	史跡案内、学校における歴史教育活動への参加、史跡の清掃活動、機関紙「いしぶみ」の発行
史都多賀城観光ボランティアガイド	史跡案内
多賀城史遊館ボランティアの会	歴史的体験学習
NPOゲートシティ多賀城	散策ルートの設定、特別史跡の魅力発信のためのシンポジウム
市川後継者クラブ	史跡内の除草
浮島後継者クラブ	史跡内の除草
多賀城史跡美化研究会	史跡内の除草、歴史的体験学習
山王花いっぱい推進機構	植栽による史跡美化
大代地区遺跡を愛する会	史跡内の除草、植栽による史跡美化
多賀城鹿踊保存会	民俗芸能の保存継承と普及啓発
多賀城太鼓保存会	民俗芸能の保存継承と普及啓発

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、現在、重要文化財が7件（工芸品1件、古文書1件、考古資料5件）、特別史跡が1件、名勝が1件、市指定文化財が1件あり、市内に所在する指定文化財の約4割が重点区域に所在している。

重点区域の中核をなす多賀城跡では、昭和38年（1963）に多賀城跡の発掘調査が始まり、昭和44年（1969）に宮城県多賀城跡調査研究所が設立されて以後、計画的な調査研究が実施されている。本市においても、昭和54年（1979）以降、多賀城南面を中心開発行為に伴う発掘調査を実施し古代多賀城の実態を明らかにしてきているほか、歴史・民俗資料の調査や、東日本大震災に伴う被災資料の調査、平成25年（2013）から開始した歴史資料の悉皆調査などを継続的に実施している。これら調査により重要と判断した資料については、多賀城市文化財保護条例に基づき文化財の指定を行い、このうち多賀城碑が国の重要文化財（古文書）、壺碑、興井、末の松山が国の名勝に指定されている。また、指定文化財をはじめ、継続的に実施している調査で発見された文化財については、各種展示会を通じて広く一般に公開し、普及・啓発を図っている。

重点区域内では、今後も発掘調査が実施され、出土した資料の調査研究が継続される。未指定文化財に関する悉皆調査は令和2年（2020）度で終了し、令和3年（2021）には資料の総合的な評価が示されることから、これらの調査成果を受け、文化財保護の観点から、今後

も重要なものを逐次指定文化財とし、適切な保存活用を図るための施策を行う。

なお、特別史跡多賀城跡附寺跡については、多賀城市が保存管理計画を、宮城県が整備基本計画を、それぞれ策定しているほか、名勝おくのほそ道の風景地（壺碑、興井、末の松山）については保存活用計画を策定し、史跡・名勝の保存活用を図っている。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

歴史的風致の維持・向上を促進するために、復元整備事業及び環境整備事業を積極的に実施する。

特別史跡多賀城跡附寺跡については、昭和 51 年（1976）に『多賀城跡附寺跡保存管理計画』が策定され、昭和 63 年（1988）及び平成 23 年（2011）に改定している。特に平成 23 年（2011）の改定は優先的な公有化及び整備範囲を明確にし、これを受けて平成 28 年（2016）に宮城県により『多賀城跡整備基本計画』が策定され、特別史跡の整備事業が実施されている。

具体には、多賀城南門から政庁に至る地区を、多賀城創建 1300 年となる令和 6 年（2024）に一般公開するものであり、令和 3 年（2021）3 月末現在、本市による多賀城南門地区及び宮城県による政庁南大路及びじょうまえ城前官衙地区の復元整備が行われている。特に多賀城南門地区の整備では、南門の立体的な復元を行い、古代多賀城の歴史的風致を再現するものである。なお、これらの計画に加え、令和 2 年（2020）3 月に『特別史跡多賀城跡附寺跡緑化基本方針』が宮城県により策定され、植生についても往時の姿に近づける方向性が示されている。

名勝興井・末の松山については、文化庁指導の下、平成 28 年（2016）に『名勝おくのほそ道の風景地（壺碑、興井、末の松山）保存活用計画』を策定し、一部土地所有者の協力を得ながら、宅地内にある興井及び末の松山の環境整備事業に取り組んでいる。令和 3 年（2021）以降も保存活用計画にある方針に基づき、環境整備事業を推進していく。

重点区域内の板倉等については、歴史的価値を積極的に評価し、歴史的風致形成建造物の指定を推進するとともに、修繕等に関する方策を検討していく。

《関連事業》

- ・ 多賀城南門復元及び周辺整備事業（平成 27 年度～令和 5 年度）
- ・ 特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業（昭和 45 年度～）
- ・ 中央公園整備事業（平成 5 年度～令和 8 年度）
- ・ 大路広場整備事業（令和 6 年度～令和 12 年度）
- ・ 名勝おくのほそ道の風景地環境整備事業（平成 26 年度～令和 12 年度）
- ・ 歴史的街並み形成支援事業（平成 23 年度～令和 12 年度）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、特別史跡多賀城跡附寺跡に近接して、宮城県の施設である東北歴史博物館がある。東北全体の歴史を網羅する博物館ではあるが、多賀城跡に関するコーナーを設けているほか、多賀城に関する企画展示や講座を開催している。また、関連する書籍等を閲覧するための図書情報室や、歴史的体験学習も行っている。一方、宮城県多賀城跡調査研究所は多賀城跡を継続的に調査・研究しているほか、県内各所の発掘調査で出土した考古資料、歴史資料、民俗資料などが保管されている。

なお、現在、多賀城南門の復元工事に併せて、ガイダンス施設を建設する計画である。古代多賀城の入り口に相応しい施設整備を行い、多賀城の魅力と重要性を見学者に発信していく。

一方、文化財の説明板については、特別史跡内ではサイン計画を定め、古代多賀城に相応しい、景観に配慮した統一的なデザインのものを設置するよう特別史跡多賀城跡附寺跡サイン計画に定めている。その他の重点区域内においても環境に配慮した説明板を設置するとともに、表記についてはインバウンドへ対応するよう、日本語に加え、英語・中国語・韓国語などを合わせて表記するよう努める。

《関連事業》

- ・ 多賀城南門復元及び周辺整備事業（平成 27 年度～令和 5 年度）
- ・ 特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業（昭和 45 年度～）
- ・ 観光案内設備整備改修事業（令和 4 年度～令和 6 年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の核をなす特別史跡多賀城跡附寺跡内は、文化財保護法では現状変更にあたって許可を得なければならない地区であることに加え、史跡の適切な保存を図る目的で継続的な公有化を進めている。

特に多賀城跡及び周辺地区については、平成 25 年（2013）に策定した『多賀城市都市計画マスタープラン』の中で歴史文化交流拠点と位置づけ、「文化財の保全・歴史環境の復元・文化財と一体となった周辺の自然環境保全及び活用」の方針が示され、平成 27 年（2015）策定の『多賀城市景観計画』では、「様々な歴史資源と調和した品格ある景観を守り、悠久の歴史とともに次の世代へと受け継いでいくこと」を目的として掲げている。

今後は、都市計画マスタープランや景観計画の積極的な推進を図るとともに、本市の都市計画や景観行政と文化財行政が連携し、重点区域をはじめとした文化財の周辺環境の保全に努める。

《関連事業》

- ・歴史的街並み形成支援事業（平成 23 年度～令和 12 年度）

（5）文化財の防災に関する具体的な計画

本市では、指定文化財に関する防災計画は定めておらず、保管する施設において自動火災報知機やハロンガス消火栓を設置するにとどまっている。

重点区域である多賀城跡では、多賀城南門の復元工事をはじめ、ガイダンス設置など周辺地区の整備工事が行われていることや、文化財の大規模な火災が発生している事態に鑑み、防災及び消防対策の指針を示し、消防署や地元消防団と連携を図り防災対策を行う。

また、特別史跡以外の重点区域内にある文化財についても防災対策を講じ、特に市街地にある建造物については地域住民とも協力しながら防災に取組む。

一方、重点区域内の防犯についても、区域内の環境整備完了後は流動人口が増加することが見込まれることから、地域と連携を図りながら防犯対策の構築を行う。

（6）文化財の保存及び活用の普及啓発に関する具体的な計画

重点区域内にある文化財については、見学者の理解を深めるための説明看板を設置している。特別史跡多賀城跡内では、現在も計画的に復元・整備事業が行われており、逐次説明看板等の充実を図っていく。名勝興井及び末の松山については、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の構成文化財でもあることから、日本遺産の説明を含めた一体的な説明板を設置している。

なお、本市の文化財については、ダウンロードアプリ「歴なび多賀城」を作成し、主な文化財の位置や説明に加え、多賀城政庁正殿のAR復元、多賀城廃寺跡のAR・VR復元を掲載するなど、スマートフォン等の情報端末を活用した普及啓発にも注力している。

また、多賀城跡に関する講座や講演会、発掘調査の見学会には多くの人が参加しているほか、多賀城跡については県外からの見学者も多く、多賀城及び周辺の歴史についての関心の高さがうかがえる。特別史跡や名勝については、要望があれば観光ボランティアガイドによる解説も行っている。今後も最新の研究成果を踏まえた研修会などを重ね、質の向上を図っていく。

《関連事業》

- ・多賀城創建 1300 年記念事業（令和 3 年度～令和 6 年度）
- ・多賀城跡歴史体験学習事業（平成 23 年度～令和 12 年度）
- ・史都多賀城歴史観光講座（平成 20 年度～令和 12 年度）
- ・出前講座（平成 20 年度～令和 12 年度）

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

本計画における重点区域内には、市東部の柏木遺跡を除く特別史跡多賀城跡附寺跡を中心として、埋蔵文化財包蔵地である市川橋遺跡、山王遺跡、高崎遺跡、八幡館跡が所在している。特別史跡については、文化財保護法第125条の規定による現状変更の手続きを要するものであり、市川橋遺跡などの埋蔵文化財包蔵地内で発生する開発等の土木工事については、同法第93・94条の規定による届出・通知が必要である。現状変更に伴う発掘調査は宮城県多賀城跡調査研究所が、届出・通知に伴う発掘調査は本市埋蔵文化財調査センターが、それぞれ対応している。

宮城県多賀城跡調査研究所は、昭和44年（1969）の設立以来、専門職員を配備し、計画的に史跡内の調査及び整備を行っている。今後も、現状変更の事務的な部分を所管する本市と緊密に連携し、史跡の調査・研究を図っていく。

本市埋蔵文化財調査センターは昭和62年（1987）の開設以来、埋蔵文化財包蔵地内の記録保存等の調査を行ってきた。その結果、重点区域内にある館前遺跡、多賀城跡南面地域である市川橋遺跡の一部及び山王遺跡千刈田地区の3遺跡が特別史跡に追加指定されるなど、文化財の保護措置を講じてきた。また、重点区域内だけでも450箇所にも達する発掘調査の成果は、古代多賀城南面の方格地割の存在を明らかにする等、新たな多賀城の歴史像をもたらし、本市のまちづくりにも活かされている。今後も、埋蔵文化財包蔵地での各種開発計画等に係る届出に応じて、適切な保護措置を図っていく。

(8) 各種団体の現状及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内では、史都多賀城観光ボランティアガイドと多賀城市史跡案内サークルが多賀城跡や名勝地を中心として史跡案内を、多賀城史遊館ボランティアの会が埋蔵文化財調査センター体験館（通称「史遊館」）で歴史的体験学習を、それぞれ行っている。また、史跡を活かし、魅力と賑わいのあるまちづくりを目指し、多賀城南門の復元を推進する目的で設立されたNPOゲートシティ多賀城なども、多賀城南門復元を推進する事業を展開している。

特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画では、「史跡と地域住民の共存」及び「地域住民と行政との共営」により、地域に密着した特別史跡の保護・継承を図ることとしているが、「共営」を行うための母体組織の構築が重要と捉えている。母体組織の構築を前提に、上記した各種団体と連携しながら、歴史的風致を協働で維持・向上してゆく基盤を整備するとともに、文化財の継承及び保存・活用に携わる人材の育成を図っていく。